2026年11月6日

各　位

会 社 名　ＮＳユナイテッド海運株式会社
代表者名　代表取締役社長　山中　一馬
（コード：9110　東証プライム市場）
問合せ先　総務グループマネジャー　石原　望
（TEL：03-6895-6400）

（訂正）「その他の関係会社である日本郵船株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

当社が2026年７月31日付で公表いたしました「その他の関係会社である日本郵船株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」につきまして、その内容の一部に訂正すべき事項が生じましたので、以下のとおりお知らせいたします。

訂正の箇所につきましては、下線を付しております。

１．訂正の理由

日本郵船株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2026年11月６日付で、当社の以下の各株主（以下「本応募株主」といいます。）との間で、その所有する当社の普通株式の全てについて、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募し、かつこれを撤回しない旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したことに伴い、記載内容の一部を訂正するものです。

本応募株主

No.	株主名	所有株式数	所有割合（注）
1	新健海運股分有限公司	504,840株	2.14%
2	株式会社みずほ銀行	400,000株	1.70%
3	今治造船株式会社	75,000株	0.32%
4	農林中央金庫	75,000株	0.32%
5	内海曳船株式会社	45,800株	0.19%
6	株式会社名村造船所	45,450株	0.19%
7	東興海運株式会社	40,300株	0.17%
8	内海造船株式会社	28,130株	0.12%
9	川畑海運株式会社	20,700株	0.09%
合計	－	1,235,220株	5.24%

（注）「所有割合」とは、当社が 2026 年７月 31 日に公表した「2027 年３月期第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された 2026 年６月 30 日現在の当社の発行済株式総数（23,970,679 株）から、当社決算短信に記載された 2026 年６月 30 日現在の当社が所有する自己株式数（405,192 株）を控除した株式数（23,565,487 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

２．訂正の内容

Ⅰ．「その他の関係会社である日本郵船株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」

「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」
（２）意見の根拠及び理由
① 本公開買付けの概要（３ページ）

（訂正前）

（前略）

なお、公開買付者は、本取引の検討に関する機密保持の観点から、本両公開買付けの対外公表以前に、公開買付者の完全子会社である内海曳船への本両公開買付けに関する説明は行っておらず、内海曳船との間で、内海曳船が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに関する合意を行っていないとのことです。ただし、公開買付者としては、本両公開買付けの公表後、内海曳船に対し、その所有する当社株式の全てである 45,800 株（所有割合：0.19%）を本公開買付けへ応募するよう要請する予定とのことです。なお、公開買付者と内海曳船との資本関係を踏まえ、内海曳船には本公開買付けに応募いただけるものと考えているとのことです。そのため、公開買付者は、内海曳船との間で応募契約を締結する予定はないとのことです。

（中略）

当社は、本日開催の当社の取締役会において、本公開買付契約の締結を承認するとともに、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。

また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社取締役会が本公開買付けに関して設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が 2026 年７月 31 日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。かかる当社の取締役会決議の詳細については、「（３）本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

上記の決議に加えて、当社が本日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けの成立等を条件として、会社法第 459 条第１項の規定による当社の定款の規定及び同法第 156 条第１項の規定に基づき、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、日本製鉄が所有する本自社株公開買付応募株式の取得を目的として、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として公開買付けを行う予定であることを決議いたしました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

なお、公開買付者は、本取引の検討に関する機密保持の観点から、本両公開買付けの対外公表以前に、公開買付者の完全子会社である内海曳船への本両公開買付けに関する説明は行っておらず、内海曳船との間で、内海曳船が所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに関する合意を行っていなかったとのことです。ただし、公開買付者としては、本両公開買付けの公表後、内海曳船に対し、その所有する当社株式の全てである45,800株（所有割合：0.19%）を本公開買付けへ応募するよう要請する予定であったとのことです。なお、公開買付者と内海曳船との資本関係を踏まえ、内海曳船には本公開買付けに応募いただけるものと考えていたとのことです。そのため、公開買付者は、内海曳船との間で応募契約を締結する予定はありませんでしたが、本公開買付けの成立の確度を高める目的で、下記のとおり、2026年11月6日、内海曳船との間で本応募契約（内海曳船）（以下に定義します。）を締結したとのことです。

（中略）

当社は、本日開催の当社の取締役会において、本公開買付契約の締結を承認するとともに、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。

また、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社取締役会が本公開買付けに関して設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2026年7月31日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しております。かかる当社の取締役会決議の詳細については、「（３）本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

上記の決議に加えて、当社が本日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けの成立等を条件として、会社法第459条第1項の規定による当社の定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、日本製鉄が所有する本自社株公開買付応募株式の取得を目的として、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として公開買付けを行う予定であることを決議いたしました。

その後、公開買付者は、2026年9月24日以降、新健海運股分有限公司（所有株式数：504,840株、所有割合：2.14%、以下「新健海運」といいます。）、株式会社みずほ銀行（所有株式数：400,000株、所有割合：1.70%、以下「みずほ銀行」といいます。）、今治造船株式会社（所有株式数：75,000株、所有割合：0.32%、以下「今治造船」といいます。）、農林中央金庫（所有株式数：75,000株、所有割合：0.32%、以下「農林中央金庫」といいます。）、内海曳船（所有株式数：45,800株、所有割合：0.19%）、株式会社名村造船所（所有株式数：45,450株、所有割合：0.19%、以下「名村造船所」といいます。）、東興海運株式会社（所有株式数：40,300株、所有割合：0.17%、以下「東興海運」といいます。）、内海造船株式会社（所有株式数：28,130株、所有割合：0.12%、以下「内海造船」といいます。）及び川畑海運株式会社（所有株式数：20,700株、所有割合：0.09%、以下「川畑海運」といいます。）（以下、総称して「本応募株主」といいます。）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募株主における検討を経て、その所有する当社株式の全て（以下「本応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、2026年11月6日、本応募株主との間で本応募契約をそれぞれ締結したとのことです（なお、本応募契約を当事者毎に個別に以下「本応募契約（新健海運）」、「本応募契約（みずほ銀行）」、「本応募契約（今治造船）」、「本応募契約（農林中央金庫）」、「本応募契約（内海曳船）」、「本応募契約（名村造船所）」、「本応募契約（東興海運）」、「本応募契約（内海造船）」及び「本応募契約（川畑海運）」といいます。）。本応募契約の詳細については、下記「（６）本両公開買付けに

係る重要な合意」をご参照ください。

（後略）

② 公開買付者が本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

（ｉ）公開買付者が本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程（10 ページ）

（訂正前）

（前略）

以上の交渉を経て、公開買付者は、同月 31 日、本公開買付価格を 10,600 円、本自社株公開買付価格を 7,676 円とし、本取引を実施することについて決定したとのことです。

なお、本公開買付価格及び本自社株公開買付価格は、当社が 2027 年３月期の中間配当及び期末配当を行わない前提の価格とのことです。また、本自社株公開買付価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、(i)日本製鉄が本自社株公開買付価格で本自社株公開買付けに応募した場合の１株当たりの税引後手取り額が、(ii)仮に日本製鉄が本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合の１株当たりの税引後手取り額と同等となるように設定された金額とのことです。

以上の日本製鉄及び当社との協議・交渉を経て、公開買付者は、2026 年７月 31 日付の取締役会決議において、日本製鉄との間で本株主間契約及び本基本契約を締結し、当社との間で本公開買付契約を締結し、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（訂正後）

（前略）

以上の交渉を経て、公開買付者は、同月 31 日、本公開買付価格を 10,600 円、本自社株公開買付価格を 7,676 円とし、本取引を実施することについて決定したとのことです。

なお、本公開買付価格及び本自社株公開買付価格は、当社が 2027 年３月期の中間配当及び期末配当を行わない前提の価格とのことです。また、本自社株公開買付価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、(i)日本製鉄が本自社株公開買付価格で本自社株公開買付けに応募した場合の１株当たりの税引後手取り額が、(ii)仮に日本製鉄が本公開買付価格で本公開買付けに応募した場合の１株当たりの税引後手取り額と同等となるように設定された金額とのことです。

以上の日本製鉄及び当社との協議・交渉を経て、公開買付者は、2026 年７月 31 日付の取締役会決議において、日本製鉄との間で本株主間契約及び本基本契約を締結し、当社との間で本公開買付契約を締結し、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、2026 年９月 24 日以降、本応募株主に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募株主における検討を経て、本応募株式を本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、本応募株主との間で、2026 年 11 月６日付で本応募契約を締結したとのことです。上記の本応募契約の詳細については、下記「（６）本両公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

（６）本両公開買付けに係る重要な合意（40 ページ）

（訂正前）

① 本基本契約

（中略）

② 本公開買付契約

（後略）

（訂正後）

① 本基本契約

（中略）

② 本公開買付契約

（中略）

③ 本応募契約（みずほ銀行）

公開買付者は、2026年11月6日付で、本応募株主（みずほ銀行）との間で、本応募契約（みずほ銀行）を締結し、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに、その所有する当社株式の全て（以下「本応募株式（みずほ銀行）」といいます。）について、本公開買付けに応募（以下「本応募」といいます。）し、かつこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。もっとも、公開買付期間の末日までに、公開買付者及びその特別関係者以外の者により公開買付け（当社の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めないものであって、その買付等の価格が本公開買付価格を上回るものに限り、以下「適格公開買付け」といいます。）が開始された場合、又は、本公開買付けその他本応募契約（みずほ銀行）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある取引に関する提案（以下「対抗提案」といいます。）により、適格公開買付けを行う旨の法的拘束力を有する書面による具体的かつ実現可能性に疑義のない真摯な提案が当社に対してなされた場合であって、本応募株主（みずほ銀行）が、本応募を行い、又は維持することが本応募株主（みずほ銀行）の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反する具体的なおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合には、本応募株主（みずほ銀行）は、原則として事前に公開買付者に書面により通知（以下「本通知」といいます。）した上で、本応募を行わず、又は既に行った本応募を撤回し、本応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるものとされているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（みずほ銀行）以外に、本応募株主（みずほ銀行）との間で合意を行っておらず、本応募により得られる金銭以外に公開買付者から本応募株主（みずほ銀行）に対して供与される利益は存在しないとのことです。また、本応募契約（みずほ銀行）において、本公開買付けが開始された場合に、本応募株主（みずほ銀行）による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（みずほ銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです（ただし、下記（ウ）乃至（カ）に定める本応募株主（みずほ銀行）の義務は、本応募株主（みずほ銀行）が本通知を行った場合には適用されないものとされているとのことです。）。

（ア）本応募株主（みずほ銀行）は、本応募契約（みずほ銀行）において別途明示的に規定される場合を除き、本応募株式（みずほ銀行）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、当社株式等又は当社株式等に係る権利の取得を行わない。

（イ）本応募株主（みずほ銀行）は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者に対し、直接又は間接に、対抗提案を行うよう積極的に勧誘しないものとし、公開買付者以外の第三者から対抗提案を受けた場合には、合理的に可能な範囲で、速やかに公開買付者にその旨及び当該第三者に対する秘密保持義務及び法令等に違反しない範囲でこれらの内容を通知し、公開買付者から求めがあった場合には、本公開買付けの条件について公開買付者と誠実に協議する。

（ウ）本応募株主（みずほ銀行）は、本応募契約（みずほ銀行）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。

（エ）本応募株主（みずほ銀行）は、本応募契約（みずほ銀行）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、本応募株式（みずほ銀行）に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、本応募株主（みずほ銀行）は、本応募株式（みず

ほ銀行）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、法令等で許容される範囲において、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執るものとする。

（カ）公開買付者又は本応募株主（みずほ銀行）は、本応募契約（みずほ銀行）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証の違反又はそのおそれがある事由を認識した場合、又は、(ii)自らの本応募契約（みずほ銀行）上の義務違反又はそのおそれがある事由を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注）本応募契約（みずほ銀行）において、本応募株主（みずほ銀行）は、公開買付者に対して、本応募株主（みずほ銀行）に関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧本応募株式（みずほ銀行）の保有、⑨本応募株式（みずほ銀行）の譲渡等に関する他の契約及び担保権等並びにクレーム等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、本応募株主（みずほ銀行）に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧資金の確保について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（みずほ銀行）においては、本応募契約（みずほ銀行）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合に、本応募株主（みずほ銀行）又は公開買付者が相手方当事者に対してその損害等を賠償する義務が定められているとのことです。また、本応募契約（みずほ銀行）においては、(i)本公開買付けが撤回された場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合、(iii)本応募株主（みずほ銀行）及び公開買付者が本応募契約（みずほ銀行）を終了させる旨を書面で合意した場合又は(iv)本応募株主（みずほ銀行）が本通知を行った場合には、本応募契約（みずほ銀行）は終了するとされているとのことです。

④ 本応募契約（内海造船）

公開買付者は、2026 年 11 月 6 日付で、本応募株主（内海造船）との間で、本応募契約（内海造船）を締結し、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに、その所有する当社株式の全て（以下「本応募株式（内海造船）」といいます。）について、本応募を行いかつこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。もっとも、公開買付期間の末日までに、公開買付者以外の者による当社株式を対象とする公開買付け（当社の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に当社の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めたものであって、その買付等の価格が本公開買付価格を上回るものに限り、以下「適格対抗公開買付け」といいます。）が開始又は公表された場合であって、当社の取締役会が、当該適格対抗公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、株主に対して当該適格対抗公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったときには、本応募株主（内海造船）は、本応募契約（内海造船）に定める自らの義務の違反がない限り、適格対抗公開買付けに本応募株式（内海造船）の全部又は一部を応募することができるものとされているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（内海造船）以外に、本応募株主（内海造船）との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から本応募株主（内海造船）に対して供与される利益は存在しないとのことです。また、本応募契約（内海造船）において、本公開買付けが開始された場合に、本応募株主（内海造船）による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（内海造船）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）本応募株主（内海造船）は、本応募契約（内海造船）において別途明示的に規定される場合を除き、本応募株式（内海造船）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、当社株式等又は当社株式等に係る権利の取得を行わない。

（イ）本応募株主（内海造船）は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者に対し、直接又は間接に、

本公開買付けその他本応募契約（内海造船）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為を行わず、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘等を受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（ウ）本応募株主（内海造船）は、本応募契約（内海造船）の締結日から本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。

（エ）本応募株主（内海造船）は、本応募契約（内海造船）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、本応募株式（内海造船）に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、本応募株主（内海造船）は、本応募株式（内海造船）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執るものとする。

（カ）公開買付者又は本応募株主（内海造船）は、本応募契約（内海造船）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証の違反又はそのおそれがある事由を認識した場合、又は、(ii)自らの本応募契約（内海造船）上の義務違反又はそのおそれがある事由を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注）本応募契約（内海造船）において、本応募株主（内海造船）は、公開買付者に対して、本応募株主（内海造船）に関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧本応募株式（内海造船）の保有、⑨本応募株式（内海造船）の譲渡等に関する他の契約及び担保権等並びにクレーム等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、本応募株主（内海造船）に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧資金の確保について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（内海造船）においては、本応募契約（内海造船）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合に、本応募株主（内海造船）又は公開買付者が相手方当事者に対してその損害等を補償する義務（ただし、本応募株主（内海造船）の補償義務は、本公開買付価格に本応募株式（内海造船）の数を乗じた額を上限としているとのことです。）が定められているとのことです。また、本応募契約（内海造船）においては、(i)本公開買付けが撤回された場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合又は(iii)本応募株主（内海造船）及び公開買付者が本応募契約（内海造船）を終了させる旨を書面で合意した場合には、本応募契約（内海造船）は終了するとされているとのことです。

⑤ 本応募契約（農林中央金庫）

公開買付者は、2026 年 11 月 6 日付で、本応募株主（農林中央金庫）との間で、本応募契約（農林中央金庫）を締結し、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに、その所有する当社株式の全て（以下「本応募株式（農林中央金庫）」といいます。）について、本応募を行いかつこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。もっとも、公開買付者が本公開買付けの買付価格を引き下げた場合には、本応募株主（農林中央金庫）は応募義務を負わないものとされているとのことです。なお、公開買

付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（農林中央金庫）以外に、本応募株主（農林中央金庫）との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から本応募株主（農林中央金庫）に対して供与される利益は存在しないとのことです。また、本応募契約（農林中央金庫）において、本公開買付けが開始された場合に、本応募株主（農林中央金庫）による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（農林中央金庫）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）本応募株主（農林中央金庫）は、本応募契約（農林中央金庫）において別途明示的に規定される場合を除き、本応募株式（農林中央金庫）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、当社株式等又は当社株式等に係る権利の取得を行わない。

（イ）本応募株主（農林中央金庫）は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者に対し、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（農林中央金庫）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為を行わず、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘等を受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容（ただし、法令等又は本応募株主（農林中央金庫）に適用される内部規程により第三者への開示が制限される情報に該当するものを除く。）を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（ウ）本応募株主（農林中央金庫）は、本応募契約（農林中央金庫）の締結日から本決済開始日までの間、本公開買付けの目的の達成に支障が生じ得ない権利の行使を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権を行使してはならない。

（エ）本応募株主（農林中央金庫）は、本応募契約（農林中央金庫）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、本応募株式（農林中央金庫）に係る当該株主総会における議決権について、本公開買付けの目的の達成に合理的に必要な場合に限り当該議案に反対の議決権を行使するものとする。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、本応募株主（農林中央金庫）は、本応募株式（農林中央金庫）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、本公開買付けの目的の達成に合理的に必要な範囲で、公開買付者の指示に従う。

（カ）公開買付者又は本応募株主（農林中央金庫）は、本応募契約（農林中央金庫）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証の違反又はそのおそれがある事由を認識した場合、又は、(ii)自らの本応募契約（農林中央金庫）上の義務違反又はそのおそれがある事由を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注）本応募契約（農林中央金庫）において、本応募株主（農林中央金庫）は、公開買付者に対して、本応募株主（農林中央金庫）に関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧本応募株式（農林中央金庫）の保有、⑨本応募株式（農林中央金庫）の譲渡等に関する他の契約及び担保権等並びにクレーム等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、本応募株主（農林中央金庫）に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧資金の確保について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（農林中央金庫）においては、本応募契約（農林中央金庫）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合に、本応募株主（農林中央金庫）又は公開買付者が相手方当事者に対

して本公開買付けの買付価格に本応募株式（農林中央金庫）の数を乗じた額を上限としてその損害等を補償する義務が定められているとのことです。また、本応募契約（農林中央金庫）においては、(i)本公開買付けが撤回された場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合又は(iii)本応募株主(農林中央金庫)及び公開買付者が本応募契約（農林中央金庫）を終了させる旨を書面で合意した場合には、本応募契約（農林中央金庫）は終了するとされているとのことです。

⑥ 本応募契約（新健海運）、本応募契約（今治造船）、本応募契約（内海曳船）、本応募契約（名村造船所）、本応募契約（東興海運）及び本応募契約（川畑海運）（以下個別又は総称して「本応募契約（その他）」といい、本応募契約（その他）の当事者を個別又は総称して「本応募株主（その他）」といいます。）

公開買付者は、2026 年 11 月 6 日付で、本応募株主（その他）との間で、本応募契約（その他）をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに、その所有する当社株式の全て（以下「本応募株式（その他）」といいます。）について、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約（その他）以外に、本応募株主（その他）との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から本応募株主（その他）に対して供与される利益は存在しないとのことです。また、本応募契約（その他）において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、本応募株主（その他）による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（その他）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）本応募株主（その他）は、本応募契約（その他）において別途明示的に規定される場合を除き、本応募株式（その他）の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、当社株式等又は当社株式等に係る権利の取得を行わない。

（イ）本応募株主（その他）は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（その他）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為を行わず、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘等を受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（ウ）本応募株主（その他）は、それぞれ、本応募契約（その他）の締結日から本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならない。

（エ）本応募株主（その他）は、本応募契約（その他）の締結日から本決済開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、本応募株式（その他）に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとする。

（オ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、本応募株主（その他）は、本応募株式（その他）に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執るものとする。

（カ）公開買付者又は本応募株主（その他）は、本応募契約（その他）の締結日以降、(i)自らの表明及び保証の違反又はそのおそれがある事由を認識した場合、又は、(ii)自らの本応募契約（その他）上の義務違反又はそのおそれがある事由を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注）本応募契約（その他）において、本応募株主（その他）は、公開買付者に対して、本応募株主（そ

の他）に関して①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧本応募株式（その他）の保有、⑨本応募株式（その他）の譲渡等に関する他の契約及び担保権等並びにクレーム等の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。公開買付者は、本応募株主（その他）に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引等の不存在、⑧資金の確保について表明及び保証を行っているとのことです。

その他、本応募契約（その他）においては、本応募契約（その他）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合に、本応募株主（その他）又は公開買付者が相手方当事者に対してその損害等を補償する義務が定められているとのことです。また、本応募契約（その他）においては、(i)本公開買付けが撤回された場合、(ii)本公開買付けが不成立となった場合又は(iii)本応募株主（その他）及び公開買付者が本応募契約（その他）を終了させる旨を書面で合意した場合には、本応募契約（その他）は終了するとされているとのことです。

（７）その他公開買付けに関する重要な事項（44 ページ）

(訂正前)

公開買付者は、本取引の検討に関する機密保持の観点から、本両公開買付けの対外公表以前に内海曳船への本公開買付けに関する説明は行っておらず、公開買付者の完全子会社である内海曳船との間で、内海曳船が所有する当社株式の全てについて、本両公開買付けに関する合意を行っていないとのことです。ただし、公開買付者としては、本両公開買付けの公表後、内海曳船に対し、その所有する当社株式の全てである 45,800 株（所有割合：0.19%）を本公開買付けへ応募するよう要請する予定とのことです（応募合意に係る契約を締結する予定はないとのことです。）。

(訂正後)

該当事項はありません。

Ⅱ.「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」

「１．買付け等の目的」

（１）本自社株公開買付けの目的の概要（２ページ）

(訂正前)

(前略)

なお、他社株公開買付者は、本取引の検討に関する機密保持の観点から、本両公開買付けの対外公表以前に、他社株公開買付者の完全子会社である内海曳船への本両公開買付けに関する説明は行っておらず、内海曳船との間で、内海曳船が所有する当社株式の全てについて、本他社株公開買付けに関する合意を行っていないとのことです。ただし、他社株公開買付者としては、本両公開買付けの公表後、内海曳船に対し、その所有する当社株式の全てである 45,800 株（所有割合：0.19%）を本他社株公開買付けへ応募するよう要請する予定とのことです。なお、他社株公開買付者と内海曳船との資本関係を踏まえ、内海曳船には本他社株公開買付けに応募いただけるものと考えているとのことです。そのため、他社株公開買付者は、内海曳船との間で応募契約を締結する予定はないとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、他社株公開買付者は、本取引の検討に関する機密保持の観点から、本両公開買付けの対外公表以前に、他社株公開買付者の完全子会社である内海曳船への本両公開買付けに関する説明は行っておらず、内海

曳船との間で、内海曳船が所有する当社株式の全てについて、本他社株公開買付けに関する合意を行っていなかったとのことです。ただし、他社株公開買付者としては、本両公開買付けの公表後、内海曳船に対し、その所有する当社株式の全てである 45,800 株（所有割合：0.19%）を本他社株公開買付けへ応募するよう要請する予定であったとのことです。なお、他社株公開買付者と内海曳船との資本関係を踏まえ、内海曳船には本他社株公開買付けに応募いただけるものと考えていたとのことです。そのため、他社株公開買付者は、内海曳船との間で応募契約を締結する予定はありませんでしたが、本他社株公開買付けの成立の確度を高める目的で、2026 年 11 月 6 日、内海曳船との間でその所有する当社株式の全てについて、本他社株公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したとのことです。

（後略）

【米国規制】
本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けに適用されず、本公開買付けはそれらに定められた手続又は基準に沿って実施されません。本プレスリリースに含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものでなく、したがって米国企業の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、これらの者に対し、米国の証券関連法を根拠として権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。加えて、米国外の法人又はその役員に対し、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（affiliate）、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制その他の適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の勘定において、本公開買付けの開始前又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】
本プレスリリース中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれます。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられる場合を除き、公開買付者又はその関連者（affiliate）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。